

半導体に関する協力覚書

スコープ

この協力覚書は、日本国経済産業省および欧州委員会（以降「当事者双方」と表記）が、各当事者を統治する法及び規制ならびに資源の利用可能性に鑑みた上で、1) 半導体サプライチェーンのための早期警戒メカニズム、2) 半導体に関する研究開発、3) 半導体産業における高度な能力、4) 最先端半導体のユースケース、5) 半導体セクターへの補助金の透明性に関する双方の協力をどのように強化する予定であるかを示す。

半導体サプライチェーンのための早期警戒メカニズム

当事者双方は、半導体サプライチェーンに関する情報の共有を視野に、早期警戒メカニズムを実現し、半導体サプライチェーンに対する混乱の解決に向け協力する予定である。当事者双方は、情報共有メカニズム及び連絡先を確立することによって、早期警戒メカニズムを実現するための両組織間の特定の取り決めを策定するよう努める。

半導体に関する研究開発

当事者双方は、半導体や次世代半導体の製造に不可欠な、以下のような構成要素の研究開発に関する綿密な協力の確立を予定する：

- 半導体の製造のための重要性を考慮し、PFAS¹等のフッ素系化学物質の代替品に関する共同での働きかけ、および
- 本協力覚書の署名後に当事者双方が特定を予定する共通の関心事項に関する追加的な議題。

研究開発協力を進めるため、当事者双方は、最良の資金提供の可能性を見出すために、共同研究プログラムを実施する予定である。当事者双方は、暫定的に、欧州連合側では半導体共同事業（Chips Joint Undertaking）の支援を受け、また日本側では日本の関連制度の下で、そのような協力を計画することを提案する。

研究開発協力の更なる議題を特定するため、当事者双方は定期的に会合を開く予定である。

¹ ペルフルオロアルキル物質・ポリフルオロアルキル物質。

半導体の研究開発協力は、大学、研究・技術組織、主要な産業界の関係者、その他の関連する利害関係者など、当事者双方それぞれの管轄における関連組織間の協力を促進することを目的とする。

半導体産業における高度な能力

当事者双方は、半導体産業における高度な能力を促進するための緊密な協力を確立することを意図しており、特に以下の側面に焦点を当てる：

- それぞれの働きかけおよび関連する能力プログラムに関する詳細な共有；
- それぞれのスキルの長所と短所についての知識を深め、そのために参加者が相互に利益を得ることができる、および/または一緒に構築できる共通点と補完性の側面についての知識を得る。
- 相互の利益及び関心分野において、日・EU 共同能力構築イニシアチブの促進と推進に向けて取り組むことを目的とした、半導体に関連する能力についての日・EU ワークショップを開催する。

最先端半導体のユースケース

当事者双方は、最先端半導体の幅広い活用についての重要性を認識する。当事者双方は、日・EU ワークショップを通じて、最先端半導体のユースケース創出に関する交流を促進する。

半導体セクターへの補助金の透明性

当事者双方は、補助金の透明性が競争の場を平準化する重要な手段であることを認識し、半導体セクターにおいて与えられている公的支援に関する具体的な情報を共有する予定である。当事者双方は、透明性を高める観点から、そのような公的支援について相互に情報を提供するための共通のメカニズムを設置する予定である。

その他の事項

本協力覚書は、国際法または国内法の下でいずれの側にも法的義務または権利を生ずるものではなく、自発的な協力に基づくものである。本協力覚書は、既存の協力メカニズムを置き換えるのではなく、実施して活用することを目的としており、いずれの側にも財政的な含意はない。

本協力覚書は、双方が本協力覚書の目的の達成を確認するまで、または一方が本協力覚書への参加を中止するまで、継続することができる。

西村 康稔

ブルトン ティエリー

日本国経済産業大臣

域内市場担当委員

欧州連合 欧州委員会